

東洋史研究

第二十八卷 第一號 昭和四十四年六月 發行

宋代官田の租種管業

草 野 靖

は し が き

一 租種管業田の取扱いと佃田の色目

二 租種管業の要件

I 永業・爲業・管業・著業

II 承 佃

III 資陪と工本錢

む す び

は し が き

1 宋代の官田は、政府が牛具・農器・種子・佃戸屋舎及び倉庫等を提供し無産の貧民を募って経営する官莊法、政府が種子を出し民戸が牛具・農器・労働を提供する附種経営、政府はただ土地を提供するだけで淨課を納め、耕種の費用は一切民戸が負擔する租佃法などによって経営されていたが、この中の租佃田には所謂佃權本稿に云う管業權が成立していた。今日我々はこのことを周藤吉之教授の先驅的な業績^①によって知ることが出来るが、なお論すべき問題も残されているよう

である。本稿は周藤教授の高見を承けて、所謂佃權とは如何なるものであるか、佃權を設定された租佃田は法的に如何なる取扱いを受けるものであったか、佃權は如何なる種類の田に成立し、また何がこれを成立させていたか、と云った點を詳考しようと試みたものである。租種管業など見なれない言葉を標題に選んだのは決して奇を衒つたのではない。所謂佃權の實態はより、包括的な概念を持つ言葉によつて表示されたほうがいいし、またその言葉を當時の文獻に見出すことが出来ればより具體的に事態を表現出来るのではないかと云う私見に由るものである。拙論の趣旨とともに併せて御批判をいただければ幸いである。なお本稿は拙稿「宋代官田の經營類型」(日本女子大學文(學部紀要一八)の論旨を承け、「宋代官田の割佃について」(日野教授還曆記念論文集)に續くものである。

一 租種管業田の取扱いと佃田の色目

管業田はおおよそ如何なる取扱いを受けるものであったか、それは如何なる種類の官田に成立していたかと云う點から考察を始めよう。宋代の官田は、嘗て百姓の私有地として耕作されていた熟田で政府に沒收されたもの、及び百姓の私有地を除く他の一切の地土を包括していた。前者に當るものには、逃戸が放棄した田産即ち逃田、男系の子孫が死に絶えた家の田産即ち戶絶田、例えば政府の酒坊などを買撲經營して所定の課利を納めきれずに抵當においた田産で償還したものの即ち抵當場務折納田、政府の倉庫を管理したり官物を收買輸送したりする業務に就いた役人(えきじん)が欠損を出して抵當の田産を沒收されたものの即ち主持倉庫官物欠折陪填抵當田、或は市易務の錢物を貸りて商販を行ない所定の期日に元利を返済出来ずに抵當田を沒收されたものの即ち市易抵當折納田、或は罪を犯して沒收された籍沒田などがあり、後者に當るものに、未耕の荒閑田即ち天荒田、江河湖海畔に堆積された沙泥退灘地、これらの土地で蘆葦荻の自生する所謂蘆場などがあつた。そしてこの土地が州縣司や轉運司・常平司・群牧司などに係屬され、職田・屯田・省莊・牧地などの用途に充てられ、また廣く一般百姓の佃作に委ねられ、或は出賣されていた。管業田はこれらの官田の何れに成立していたのであろう

か。まず第一に擧ぐべきものは江南の係省屯田である。この係省屯田に就いて、最も良く概括的に管業田の特徴を傳えた文獻が残されている。文獻通考^(七)田賦考・屯田に、政和元年（一一一一）政府が係官田の一齊出賣を試みたとき吉州徐常が江西路の屯田を出賣の對象から除外されるように奏請した言葉をのせて

祖宗時許民間用爲永業。如有移變。雖^ゾ名^ゾ立價交佃。其實便如典賣己物。^(略)又其交佃歲久。甲乙相傳。皆隨價得佃。とあり、また淳熙十四年（一一八七）頃に係ると見られる陸九淵の「與蘇宰書」^(象山先生全集卷八)も、同様に官田出賣策を批判して江西路の係省屯田が特殊な性格のものであることを述べ、撫州金谿縣の大嶺莊・精步莊を例にとり、本莊が元祐年間の宣仁皇太后垂簾の日に大農（戸部）の財用を補うため皇太后の湯沐の地を官に納め、莊に區分し、貧民に贍^{はく}し、簿籍を作り、租課を定め、「永業と爲さしめた」ことに始まるものであること、現在では

歲月浸久。民又相與貿易。謂之資陪。厥價與稅田相若。著令亦許其承佃。明有資陪之文。使之立契字輸牙稅。蓋無異於稅田。其名數之著於州縣簿籍者。目曰省莊。計^ル其租入。則上而計省。下而郡縣。皆總之曰苗屯米若干。

と云う状態にあり、また耕作者は何れも當初に給佃を受けたものではなく、皆「資陪入戸」の人に變っていることを説いている。この二つの文獻によつて管業田の特徴を摘記すると、(イ)まずこれが耕作者の永業となっている點である。但しその永業は己物稅田とは明確に區別され、租課を徵收される永業の租佃田である。(ロ)つぎにこの租佃田が移變貿易を許される點である。但しその貿易は、「立價交佃と名づく」と云い「著令も亦その承佃を許す」と云うように、正しくは交佃承佃であり、「己物を典賣するが如く」ではあつても決して典賣ではなく、ただ交佃承佃の際に資陪即ち金錢を出して償いをすることを許されるものであると云う點である。承佃と資陪とが第二第三の特徴となる。(ハ)最後に、この田が州縣の簿籍に名數を著され、苗稅と一括して租課を徵收されるものであり、交佃承佃の際は契字を立て、即ち官司の印契を買つて書填交易し牙稅を納め、この手續きに從つて「入戸」の措置を取られるものであつた點である。即ち州縣司係屬を第四の特色とすることが出來よう。なおこの屯田の由來であるが、周藤氏が推測されたように五代南唐の時代に設置されたもの

と見られる。南唐は軍糧確保のために領内の諸州に屯田を設置していたが、後主顯德八年（九六一）七月に「諸路屯田使を罷めて本州縣に歸し、所屬令佐に委ねて常賦とともに征する」ように改めていた。これがそのまま宋にうつがれたのである。文獻通考に「國初には惟だ河北の屯田にのみ兵有り。江浙の間に屯田と名づくる者の如きは皆五代の舊名に因り、實に屯有るには非ず」と記されている。なお舊聞領の福建八州にも官莊があり、宋代になって租課を均定され、特に福州の官莊は太平興國五年（九八〇）に私産に準じて兩稅額を定められ「官中却た要むるときは占吝するを得ず」と云う文言を記した帖（券）を與えられて「主佃」を許されていたと云うが、この官莊も江西屯田と同様の取扱を受けていたものと見られる。唐末以來中原の諸州に設けられた營田も、後周顯德三年（九五三）正月乙丑に「悉く戸部營田務を罷め、その民を以て州縣に隸し、其田廬牛農器は並びに見佃の者に賜い永業と爲す」と措置されているから、これも同様な取扱いを受けていたと見られる。

こうした取扱いを受ける佃田はまだほかにもあった。まず廢監牧地である。元豐三年（一〇八〇）正月中央政府より使臣を派遣して、開封府界の提點司や、諸路の轉運司とともに、群牧司の廢監の牧地の租課を郷原の例によって定めさせているが、南陽集（卷二）、程伯純（諱頴）墓誌銘によってこの時の措置をみると、程頴が知扶溝縣事（開封府屬縣）であった時のこととして官制行改奉議郎。朝廷遣官括牧地。民田當沒者千頃。往往持累世券自明。皆費用。詔。改稅作租。許賣易如私田。民乃服。

と記している。改稅作租は私田として兩稅を賦課されていたものを租佃田として正したことを言うのであろう。「賣易を許すこと私田の如くす」は正しい表現ではないが立價交佃を許されたものと見なければならぬだろう。元豐六年閏六月十四日にも、朝散郎楊叔儀が鄆州管下六縣の牧地で見任官の職田や州學田に充てられているもの、豪右百姓に侵占されているもの合せて七十餘頃を検出し、百姓人戸に侵占を承認させたのち、「舊に依って住佃」したいと云う情願に従って「稅を改めて租と爲し訖った」と報告しているが、これも右と同様の措置を取ったものと見られる。元豐四五年頃廢監租田に

立價交佃を認める措置を取ったことが明らかであろう。宋會要兵^(二)馬政・政和四年(一一一四)十月十三日條を見ると刑部奏。據秦鳳等路提點刑獄司狀。今擬。牧地人戶久來租佃。若已典當與人。只以見今租佃人爲業。即元典當人以元錢收贖者聽。仍依法養馬。若業不離戶即係元業戶租佃者。令業戶與佃戶共養。從之。

とあり、給地養馬の法―牧田を租佃戶に與え租課を免じて戰馬を飼養させる制度を施行したとき、典出中の租田を誰に與えるかが問題となり、「現在の租佃名義人に與える。但し典出して名義を改めずに元租佃者が佃作している場合は、典主(錢主)と佃戶即ち元租佃者が共同で戰馬を養う」と定めていて、牧田の租佃者が佃田を典當することを許されていたことが明らかであるが、この權限も或は元豐中の措置で與えられたものかも知れない。なお「若業不離戶即係元業戶租地佃者」は質小作の存在を示す貴重な資料である。^⑥

廢監租佃について遠年の逃田、天荒田、草葑茭蕩、及び湖濶退灘沙塗などの佃田がある。宋會要食貨^(三)農田雜錄・宣和元年(一一一九)八月二十四日條に

農田所奏。應浙西州縣因^テ今來積永減退^{セルニ}露出田土。乞每縣選委水利司諸曉農田文武官。同與知佐。分詣鄉村檢視標記。除人戶己業外。其餘遠年逃田・天荒田・草葑茭蕩及湖濶・退灘沙塗等地。並打量步畝。立四至。坐落著望鄉村。每園以千字文爲號。置簿拘籍。以田隣見租課比^ニ撲量減分數。出榜限一百日。召人實封投狀添租請佃。限滿拆封。給租多之人。每戶給戶帖一紙。開具所佃色・步畝・四至・著望・應納租課。如將來典賣。聽依係籍田法請買印契書填交^易。從之。

と明記されている。なおここに戸帖を發給することが明記されている點注意を促しておきたい。係籍田が五等版籍に係屬される田即ち稅田・己業を指す呼稱であることは明らかであろう。これは宋會要食貨^(七)賦稅雜錄・乾道五年(一一六九)七月二十五日條の知紹興府史浩の言に、諸暨縣の湖田について

昨因經界法行。官吏無卹民之心。盡將^二湖田^一作^二籍田^一打量。計二十三萬五百二十二畝有奇。云々。

とあるなど、時折文獻に見える呼稱であるが、經界法の規則では、湖田園田等は額外の田産として取扱わるべきものであった。宋會要食貨(七)經界雜錄・紹興十五年(一一四五)二月十五日條の戸部侍郎王鑑の經界措置の一項に

人戸將三天荒產段并淹澤之類修治埂道圍裹成田。自係額外產土。欲令逐州知通令作一項。保明供申朝廷。量行起稅。

と指示されていたのであるが、紹興府ではこの規則が守られずに額外田産即ち新田の湖田が籍田と一括して税を定められたために、知府が税額の修正を上申しているのである。また農田所の上奏は浙西州縣の田土を對象としているが、この措置は無論全國に適用されていたことであろう。このことは後述する處によつて明らかになるが取敢えず宋史(卷一七三)食貨志農田に

隆興二年(一一六四)八月。刑部侍郎吳芾言。(中)紹興府鑑湖。今尚有低田二萬餘畝。亦本湖也。百姓交佃。畝值

纔兩三緡。欲官給其半。盡廢其田。

とあり、また淳熙十年(一一八三)頃に係る羅願の鄂州到任五事劄子(鄂州小集卷五所收)の第四事に

重湖之外。舊多曠土。(中)在法有酬價交佃之文。其或因事到官者。云々。

とあり、湖田や逃絶荒地に交佃が許されていたことを示す文獻を擧ぐるとどめておく。

以上、管業田の取扱を確認し、またこうした取扱が舊牧地、遠年の逃田、天荒田(未耕荒閑地)、草・葑・菱の茂る蕩、湖澤、退灘沙塗などの租佃田に就いて爲されていたことを確認した(屯田は田の用途を示す概念であるので省く)。次はこの管業田の特色を更に詳しく検討せねばならない。

二 租種管業の要件

I 永業・爲業・管業・著業

先ず「永業」より検討しよう。この永業は已物税田と明確に區別される租佃田であったが、但しまた政府の措置によつて

「永業と爲すのを許された」ものでもあった。この措置は何を意味するのだろうか。標題に掲げた租種管業の意味はこゝで明らかになる筈である。また嘗て周藤、宮崎兩教授の研究で問題となった業主について私見を加えることにもなろう。宋代の文獻には業の字を使った呼稱が頻見しているが、結局のところ、これらの業は私有財産と非私有財産とに分けることが出来る。私有財産を指す基本的な呼稱は祖業（祖産）及び己業である。この呼稱關係は長編^{（卷四）}（六七）元祐六年（一一〇九一）十月二十一日丙子條に

應沿邊蕃官蕃部地土。如係官給者並不許遞相典賣。熟戶蕃部祖父及己業即聽自行典賣。

とある祖父及び己れの業と云う對稱、或は南宋乾道元年（一一六五）から浙西江東淮東の係官沙田蘆場を檢括したとき、事に當った官吏が「應干人戶の租産己業を將つて一槩に打量した」という對稱に示されているが、己業は己れの名義に係る業を指し、祖父の業・祖業祖産は「未分之産業」「衆分之業」を指す。清明集・墳墓「禁歩内如非己業。只不得再安墳墓・起造壘種聽從其便」に、「黎友寧が嘉熙二年に李二姑の陸地を買い、この陸地に隣接する墓地を持つ李細五（李二姑兄弟）が淳祐二年に執贖を訴え出たが、しかしこの訴えは既に三年の訴限を過ぎてゐる。そこで知縣は「典賣衆分田宅。私輒費用者。準分法追還」と云う法令を援用して執贖を許そうとしたのであるが、この措置は

今此地李氏祖業。然李二姑之父李彥樞。於寶慶二年已撥與女。作隨嫁資。如此則是分析日久。即非衆分之業。李細五安得爲有分之人。

と云う點で不合理である」と論じられている點にそれが示されている。もっともこれは己（有分の子孫）より見た場合の呼稱法であり、従つて祖父自身より見れば祖業も己業となる。元豐五年に蕃官高永能が「祖父。知緩州日。有己業田。乞支撥」と申訴したと云うような表現も出来るわけである。己業は私有財産であつたから、「請佃の人戸は止だ常平田有るのみにして己業無し」と云うように佃田とは明確に區別され、また「並びに己業に充て、典賣を行なうを許し、官を経て印契割移せしむ」と云うように典賣を許され、また

若係紹熙四年以前請佃之家。不欠租課者。並免估價承買。(中略)許令賣佃帖經官自陳。給據投印。各照等色・起立稅苗。

永爲己業。(宋會要食貨六一官田雜錄
嘉定十二年正月十七日條)

詔。民間元佃戶絕田產。既行承買卽是民田。起理二稅。其元佃租米並蠲除。(同右淳熙二年
六月十一日條)

と云うように、租課租米ではなく稅苗二稅が起徵されていた。永業と云う呼稱は「諸永業田は皆子孫に傳え、收授の限りに在らず」と云う唐の均田法規に用いられた呼稱と同じように使用されていたらしく、その中には「價に依つて錢を納め竭産買いて永業に充てしむ」とか「錢を納め足るを候ちて、戸帖を給して買田の人に與え、執りて永業と爲さしむ」と云うように己業を指稱する例も多數見えているが、ここで問題とする永業が己業でないことは既に確認したところである。

非私有財産を指す業は、爲業、管業、著業と云った表現の中に往々現われている。先ず爲業は、紹興三十一年四月九日、官田の出賣法を「人を召し、錢を増して實封投狀して承賣せしめ、賣價高き人に給して業と爲さしむ」と定めているように己業を指し、また清明集・爭業類「羅柄女使來安訴主母奪去所撥田產」に、羅柄なる人物が楊從の戸田を典得してこれを女使の來安(阿鄒)に與えたことを記して

羅柄。以典到楊從戸田。并上手契要。附與爲業。頓立阿鄒戸。以楊從戸頭楊照稅錢四百五十三文歸之。

とあるように典得した田業(典業)も指していたが、時にはこれ以外の業もあった。宋會要食貨(一)官田雜錄・乾道九年(一一七三)二月四日條に

(資州)屬縣有宮田。自隋唐以來。人戶請佃爲業。雖名宮田。與民間二稅田產一同。

とあり、また同上紹熙四年(一一九三)八月三日條に

諸州軍官田并逃絕戸田。令民間納錢買爲己業。近聞。諸州軍富民資給健訟之人。乘時刻買見佃人田業。(中略)凡民之田地。其請佃爲業者。無使他人告許爭買。

とあり、己業でも典業でもない請佃して業と爲したものが顔を出している。この爲業が明確な法的措置を伴うものであつ

たことは右の文面から見て明らかであろう。管業（管佃）も爲業と同様に用いられる。朱文公文集（卷一）條奏經界狀に

開具本郷所管田數・四至・步畝・等第。各注某人管業。有典賣則云。元係某人管業・某年典賣・某人見今管業。

とあるのは、己業典業を指稱したものであるが、宋會要食貨（七）賦稅雜錄・乾道六年（一一七〇）五月六日條の戸部尙書曾懷の上言をみると、諸路郡縣では流民の歸業した者、逃田を請佃した者に對して稅租を起徴しながら、なお且つ中央政府には逃闕として報告しており、その爲めに數千萬の財賦を中央に拘收出來なくなっていると述べて、逃田の檢覈を嚴しくするように建策し

令諸路州縣守令。限兩月。逐項開具逃亡產業・坐落村鄉并畝步・四至。係自何年月人戸逃亡及見今有無人戸租種管業。知通令丞簿尉具結罪。保明詣實申省部。不時委官前去審實。

と説いており、また朱文公文集別集（卷九）勸諭趁時請地種麥榜は、淳熙六年（一一七九）九月に係るものであるが、百姓人戸に空閑の官地を請佃して麥を種え凶作の補いとするようにすすめて

其有無地可耕之人。及有力多而地少者。仰自踏逐空閑官地。具出字號四至畝角。經縣陳狀布種。當與判狀執照。免料。權給一年。其有情願永遠請佃之人。亦仰分明聲說。即與給據管業。特免五年稅料。

と榜示している。著業（着業）も同様に使われる。宋會要官田雜錄・淳熙元年（一一七四）六月十八日條に、臣僚が官田出賣策を批判して

今不若。且令元佃之家著業納租。一歲之間。猶可得米數十萬石。

と述べている。これらの業は何れも租佃田を指している。先に管業田の特徴として挙げられていた「永業」がこの種の業に當ることは云うまでもないところである。

それでは爲業管業著業とは何を意味するのであろうか。ここで想起すべきことは管業田の第四の特徴、即ちこれらの田が州縣の簿籍に名數を著けられ、苗稅と一括して租米を徵收され、交佃承佃の際は縣司の印契を買い牙稅を納めて「入戸」

の手續を取られていたことである。一般に百姓の資産（嚴密に云えば課税對象となる資産即ち税産税業）は、縣司の戸籍に登記されていた。戸籍は産業簿、等第産業簿、丁産文簿、丁産戸籍、丁産等第簿、戸口等第簿、等第簿、物力簿などと呼ばれ、人戸の丁口及び税産物力、戸等を記していた。等第と云うのはこの戸等を指す。戸等は農村では五等に、坊郭では十等に分けられていた。従つて農村の戸籍は五等丁産簿、五等版簿とも呼ばれていた。この丁産等第簿が税役賦課の最も基本となる臺帳で、このほか兩税の徴收のためには夏税簿秋税簿が作られ、また必要に應じて種々の帳簿が作られていた。そして等第簿或は夏秋税租簿に登記された民の資産には戸帖が發給され、また逆に戸帖を與えられた資産は總べて産業簿夏秋税租簿に戸名を立てて登記され、この手續きによつて民の所有權が保證され同時に税役の負擔が生じていたのであるが、管業田がこれと同様の措置を受けていたことはほぼ推測出来るだろう。前掲宣和元年の農田所の奏に戸帖發給のことが述べられていたが、今一つ参照文獻を挙げると、五代會要^(卷二)戸部・周廣順二年（九五二）正月の戸部管田を廢したときの措置に

應諸處戸部管田人戸租税課利。除京兆府莊宅務・贈軍國權監人戸・兩京行從莊外。其餘並割屬州縣。所徵租税課利官中祇管戸部管田舊徵課額。其戸部管田職員一切停廢。一應有客戸元佃係省莊田桑土舍宇。便令充爲永業。自立戸名。仍具元佃桑土・舍宇・牛具・動用實數。經縣陳狀。縣司給與憑由。仍放戸下三年差遣。若不願立戸名。許召主卸佃。不得有失元額租課。

とあり、元額の租課を存したまま管田務より州縣に莊田を割屬し、元佃戸の戸名を立てて桑土舍宇等を登記させ、永業と爲すのを許している。そこでこれらの措置を念頭に於いて以下の文獻を見ると、爲業の意味も自然に明らかとなる。まず宋會要官田雜錄嘉定十二年（一二一九）正月十七日條に

截自慶元元年以後應諸路州軍拘籍逃絕沒官田產。^(中略)許人照估價承買。紐立苗稅。入_レ戶爲_レ業。

とあるが、この入戸爲業は陸九淵の云う「資陪入戸」「入戸有資陪之價、著令有資陪之文」に照應し、また清明集・戸婚

門爭業類「漕司送許裕德等爭田事」に

許奉。居安慶府之懷寧。紹興三十二年買入金立田業一段。其後許知實爲主。知實死。其子許國繼之爲許奉後。眞僞實未可知。(中略)但許奉元來入戶赤契却係許國收掌。

とある入戸赤契に照應する表現である。入戸の意味は、宋會要食貨(七)賦稅雜錄・紹興二十八年(一一五八)二月二十八日條に、知閬州蘇欽が、縣司より稅戶に發給する納稅通知書(憑由)には當該年度の課稅對象資産の異動増減を明示し、例えば「或收買・典到某鄉某人某地名田土。稅錢若干。或典賣出本戶某地名田土。稅錢或秋稅物斛若干。入某人戶下。見今戶下實計稅錢或物斛若干。云々」と記すようにして欲しいと述べているところから明らかである。即ち入戸爲業が、田産を戶籍上の名下に記入し、この手續きによつて當該田産を本戶の業となし課稅の對象とすることを指すことは明らかである。入戸爲業がこうした事態を指すのであれば著業も自から明らかである。三朝北盟會編(卷二)紹興三十一年十月八日の金世宗即位改元の赦文の一項に

據自逃死絕戶名下所著大小差撥并租稅。限赦到。并行除放。

とあるが、著業は業として戸名下に著すことを指すのであろう。管業はよく使われる言葉で、例えば袁氏世範(卷三)治家・田產宜早印契割移に、不動産取引の際の注意を與えて

已成契後必即投印。慮有交易在後而投印在前者。已印契後必即離業。慮有交易在後而管業在前者。已離業後必即割稅。慮因循不割稅而爲人告論以致拘沒者。

と述べ、離業と管業とを對置し、また清明集・爭業類「姪假立叔契昏賴田業」に

(賈)性甫之田典與文虎者寶慶之乙酉也。彼時文虎尙幼。勉仲尙存。不印契・不割稅・不收租・不管業。果何所利而交易。云々。

とあり、また同書取贖類「妄執親鄰」に、陳子萬が陳定僧に嘗て賣與した田を買戻そうとして、一百二十貫の官會を支拂

い、なおまだ一百八十貫を未拂いのまま残していることを述べ
定僧未得錢。子萬亦未當管業。今已憑此契立戸頭矣。云々。

と記している。この管業も無論爲業著業と同じ意味の言葉であつた筈であるが、そのことは、右に示された離業と管業、
管業と立戸との關係や、また清明集・墳墓「禁歩地内如非己業只不得再安墳墓起造壘種聽從其便」に、黎友寧が李二姑よ
り陸地を買ったところ五年後にその地郷に墳墓を持つ兄弟の李細五が執贖を訴えたと言う事件に對する判決を記して

如李細五入詞在印契三年之内。合勒黎友寧交錢退業。如入詞在三年印契之外。合聽黎友寧仍舊管業。

とあり、退業と管業とを對稱していることから明らかである。「戸下元管の家業錢三百貫」とか、「籍管稅錢四百餘千・
米二千五百斛・同居七百口」とか云つた表現があるが、この管は元管・舊管・見管などと云う簿記會計上の用語であり、
管業は「業に管す」とでも訓むべきものであろう。要するに爲永業・爲業・管業・著業何れも、當該佃田を本戸の業（物
力・被課稅資産）として登記することを指すものであることは明らかである。宋會要食貨(三)營田雜錄・紹興六年（一一
三六）十月十日條を見ると、江南東西路及び鎮江府管下の閑田を根括して租佃者を募ることにして

比民間體例只立租課。（租課額省略）召人耕種。其後如有欠租。不許人割佃。仍先理充本戶家產。所貴優潤人戶。
と指示している。この理充本戶家產は決して完全な表現とは思えないが、上述の事態を示すものであろう。

佃田が佃作者の家業として登記されると、自然と稅役負擔も變つてくる。宋代の稅役法では、「その肥瘠を計り、その
色號（陂原・平澤・赤淤・黑壇などの地土の色號）を定め、分ちて五等と爲し、地の等を以つて稅數を均定する」兩稅が
あり、また「人戶田產稅錢上に於いて、等第に依り役に差す」差役、或は「その民の家業の多寡を會して綱錢と爲して之
れを率る」免役錢、或は「凡そ中都歲用の百貨は、三司が庫務の所積の豐約を視てその數を諸路に下し、諸路は風土の所
宜及び民產の厚薄を度りて率買し、これを科率と謂う。諸路の用度の素より蓄うるに非ざる者も亦民に科率す」と云い、
また「陝西の民の差配の苦しみ常歲に數倍す。止だ鄜州が駱駝・驢驘・牛羊・紅花・紫草・橋瓦・鞦轡・箭翎・白氈・三

事子・羊皮裘・牛皮・筋角・弓胎之類をかうが如きは、宜しく一切權罷すべし」と云う利率差配などの負擔があつたが、佃田が家業となれば、當該佃田の租課のほかに家業に見合う徭役科率差配が賦課されるに到るのは當然であらう。但このことを積極的に明記した文獻はないが、特例としてこれらの負擔を免除することを記した文獻は時折散見している。例えば州縣官の職田の佃戸に就いて、宋會要職官^(五)職田・咸平二年(九九九)七月條に

所召佃戸止得以浮客充。仍免鄉縣差徭。

とあり、天聖七年(一一二九)七月條に

召第四第五等主戸或客戶承替。仰州縣常切存恤。應諸雜差徭科配並免放。

とある。また長編^(卷四)元祐七年(一一〇九)十月丁巳條によると、陝西路轉運司が前代の帝王の陵寢祠廟の看守のため

毎陵寢。比近十里内。有係官空閑地土可修處。擇丁多之家。召募五戸。每戸給田一頃。與免營田地内所出租課及本縣内諸般差役。^(中略)如本家内有田自合應役者。即不免諸般差役。

と措置している。この種の佃田に、租課と共に差役科配が課せられていたことを推察することが出来るだらう。また建炎以來繫年要錄^(卷二)紹興二十六年(一一五六)四月戊子十七日條には

本路^(湖北)諸縣。才有請佃之人。未得食新。例仰令輸稅。既而差夫配馬。無名之征取之紛然。

とあるが、夫役は五等の人戸より徵發するのが原則であり、従つてこの夫役が租佃戸に賦課されているのは、彼等の佃田が家業として戸等評價の對象資産になつていたことの反映であると思ふべきであらう。要するに爲永業・爲業・管業・著業とは、その佃田が州縣の五等版簿面に於ける租佃者の戸名下に家業(家産)として登記され、租課のほかに家業に見合う徭役科配を賦課される事態を指したものと見なければならぬだらう。

次に承佃を考えよう。承佃と云う言葉は殆ど無數と云つて良いほどに宋代の文獻にあらわれ、その一つ一つに就いて語義を確定することは困難であり、特殊な限定的意味があるような無いような甚だ厄介な状態であるが、その中に次のような用例を見出すことが出来る。

(イ) 凡逃田宜即召人承佃。使人不敢輕去。(長編四五威平二。年八月庚申條)

(ロ) 諸州荒田多。無人開耕。間有承佃之家盡力墾闢。往往爲人告計。(宋會要食貨六一官田雜。錄・乾道四年五月一日)

(ハ) 本路係官荒田共四十八萬餘頃。(略中)乞從本司支官錢修築開浚(陂塘)。募人開耕。仍許百姓承佃。(建炎以來繫年要錄一。八四紹興三十年正月。王寅。條)

即ち(イ)の承佃は、百姓人戸が官府より田を承けて佃作をするもののように考えられるが、(ロ)を比較すると、(ハ)の承佃は(イ)の募人開耕に位置すべき言葉である。従つて(イ)の承佃は承佃開耕された農田を開耕者から更に他の百姓へ承佃することとを許したものであることが明らかである。宋代の文獻を見ると、「相承佃時年深」「子孫相承佃蒔」「子孫相承佃歲久」と云つた表現があり、また前出天聖七年七月の職田佃戸の制度に「如無力佃事者。許召第四第五等主戸或客戶承替」と云い、承替と云う言葉が見える。(ハ)の承佃はこの相承租佃或は承替に當る言葉と見て良いであらう。この言葉の意味を良く示す資料は宋會要食貨(六)官田雜錄・紹興二十年(一一五〇)四月六日條の戸部の上言に

州縣沒官田土。往往形勢之家互相割佃。今欲乞。更不許人承佃。並撥歸常平拘收。與見興(修)水利(田)一就措置。(括弧内は要錄。一六一同日條)

とあるものである。即ち州縣司の沒官田土の割佃を禁ずるために承佃を禁じて舊制どおり常平司に歸屬させたのであるが、常平司歸屬後の管理體制は、淳熙三山志(卷一)版籍類二官莊田によれば

紹興二十年。以沒官田土。豪右倖占。復相割佃詞訟不已。乃拘入常平。不許人承佃。尋以拘入田土募人佃賃。依民間定租畝米一石與減二分。

と記されている。承佃と募人佃賃との違いは、前者が百姓相互間に於いて相承（承替）佃種されるのに對し、後者が租課額の立定も佃人の移動も官司の直接管理下におかれていたことにあるものと見て良いだろう。この種の承佃を許される田は「承佃田」として特に「承佃條法」の規制を受けていた宋會要食貨^(三)農田雜錄・紹興三十一年（一一六一）正月五日條に、軍中より揀沙された使臣・軍員に支給する衣糧請給が莫大な量になり州縣の財政を苦しめていると云うので請給に替えて官田を撥與しようとする案が出されているがその一節に

將本州賣不盡應干言田。約計請給多寡。撥田畝附逐人爲業。許指射養之。終身更不支破請給。亦不更注授差遣。如本人身故。許子孫接續承佃。並依人戶承佃條法。

と見えている。また清明集・爭業類「子不能孝養父母、而依棲壻家、則財產當歸之壻」に

況此項職田。係是官物。其父之遺囑。其母之狀詞。與官司之公據。及累政太守之判憑。皆令（女壻）李茂先承佃。

とあり、佃田が財産として父の遺囑や母の狀詞により女壻に承佃されたことが記されているが、これは承佃條法が具現された一例と見て良いであろう。即ち管業田の特徴である承佃（交佃）とは、租佃者が己れの意志に従って子々孫々に傳え、或は別人に讓渡典賣―但し法規上の表現は交佃―することを指していたと理解することが出来る。恐らくこの承佃の取扱いは管業より派生したものであろう。管業租種田は租佃者の業として州縣戸籍に税田とともに登記され、この田を專管する官司は存在しなかった。従って何等かの事情によって百姓が退佃を希望するときは、百姓自身によって承替佃時者を撰ばせるほかに方法がなかったのであろう。承佃のそもそもの發端はこうした技術的な面にあったのではないだろうか。そしてこの承佃が無数とも云える百姓相互間で行なわれるのを正確に把握するには、それ相應の方法が必要であった筈であるが、そこで適用されたのが立契登録であらう。もっともこの承佃の際に資陪の價を發生させた根據は別に検討せねばならぬ。

以上管業と承佃とを検討したが、ここまで見てくると、鶴山先生大全文集^(卷七)宋故籍田令知信州王公（諱自中）墓誌

銘に、淳熙十年（一一八三）の上疏として

今兩淮荆襄西蜀三邊之地。田之在官者。往往散而爲民田。（中）臣請言之。曰營田。曰力田。^⑤曰屯田。曰官莊。曰荒田。

曰逃絕戶田。此邊田之在官者也。曰元請佃田。曰承佃田。曰買佃田。曰自陳續陳田。（田）此邊田之在民（者）也。^⑥

とある田の官にある者と民に在る者との區別の基準も自ら見當がつくだろう。兩者は何れも官田であり、荒田・逃絶戸田或は屯田を除けば何れも民が耕作しているのであるが、而もこれが在官・在民の二種に分けられた基準は、管業の有無に在ったものと見て良いだろう。また范忠宣公全集（卷一）司空康國韓公（諱絳）墓誌銘に

信州官莊四百頃。以衙前四十人。假官牛以耕。牛死輸粟不已。人至破產。公減其課。召民願種者予之。

とあるが、この「予」が法的に具體的な意味を持つ措置、王自中によれば在官の田を在民の田に變える措置であつたことも自ら明らかである。

III 資陪と工本錢

承佃田は交佃承佃の際に資陪酬價を行なうことが許されていたのであるが、この資陪酬價の對象は何であつたろうか。

これが田價でなかつたことは、この田が官田であり、また田の「移變」が正しくは交佃承佃と呼稱されていたことから明らかである。田價以外に資陪を請求出来るような何物かが佃田に發生していたと見なければならぬ。そこで注意されるのは、當時官田の取扱いに就いて、屢々功價、功直、佃人功力、功力錢、功力之費、工本錢、開耕本錢、興修工本之費の補償が問題になっていたことである。まずこの工本錢功價の問題から考えてみよう。

管見の限りで、功價工本錢が文獻にあらわれるのは唐の田令である。地方官の交替が農作季に行なわれた場合、職田公廩田の收穫を前任後任の何れの官に與うべきかを定め、さらに

若前人自耕未種。後人酬其功直。已自種者准租分法。

とあり、前任者が田を起耕してまだ播種を行なっていないときは後任の者より功直を酬還するように定めている。また唐

律疏議(卷二)雜律下・得宿藏物の「諸於他人地内得宿藏物。隱而不送者。計合還主之分。坐贓論減三等」の設問に「官私の田宅を借りた人が更に別人に佃作させているとき、作人が地中より宿藏を得た場合はどうするか」と云うものがあるが、その答は

藏在地中。非可預見。其借得官田宅者。以見住見佃人爲主。若作人及耕墾人得者。合與佃住之主中分。其私田宅各有本主。借者不施功力而作人得者。合與本主中分。借得之人既非本主。又不施功。不合得分。

となつてゐる。こうした考えは工本錢の概念を成立させてゆく端緒になつたと見て良いだろう。降つて五代會要(卷二)逃戸・顯德二年(九五四)正月二十五日勅になると

應自前及今後有逃戸莊田。許人請射承佃。供納租稅。如三周年內本戸來歸業者。其桑土不以荒熟并莊田交還一半。五周年內歸業者。三分交還一分。應已上承佃戸如是自出力別蓋造到屋舍及栽種到樹本園圃。並不在交還之限。如是五周年外歸田者。莊田除本戸墳塋外。不在交附。如有荒廢桑土承佃戸自來無力佃蒔。祇仰交各與歸業人戸佃蒔。(下略)

とあり、「逃戸の莊田を別人が承佃した後で本主が歸業した場合、その歸業が承佃後三周年以内であれば荒熟に限らず一半を返還する。五年以内であれば三分の一を返還する。但しこの二つの場合、承佃戸が自らの勞働によつて新たに蓋造した屋舍、栽種した樹木園圃は返還しない。五周年外であれば本主の墳塋を除いて一切返還しないが、但し承佃戸が功力を施さなかつた荒廢田土があれば返還しなければならぬ」と規定しているが、明らかに承佃者の勞働を尊重する思想が働いているのを認めることが出来る。また降つて宋會要食貨(六)檢田雜錄・熙寧二年(一〇六九)六月十二日條になると

認定。諸請買荒廢地土。已經開墾并增修池塘堤岸之類。却有諸般詞訟但合斷歸後人者。並官爲檢計用過功價。酬還前人。其增蓋舍屋栽種竹木之類亦償其值。願折伐者聽。

とあり、「諸^{およ}荒廢の地土を請買(請田收買?)し已經に開墾^すまた池塘堤岸の類を増修した後に、諸般の詞訟が出て訴人に歸屬させるときは、官司がこれまでに費された功價^{みづもり}を檢計して訴人より請買者に酬還させる。増築された屋舍や栽種

された竹木の類に就いても償いをさせる。撤去伐採を願ひ出る者は聽^{ゆる}す」と云う文面の法令に整えられている。注意すべき點の一つは「詔して定む」と云う一句である。これはこの法令が舊法を看詳して定められたものであることを示している。今一つの點は顯德二年敕が逃戸の莊田を請射承佃する者に對する措置として公示されているのに對して、この詔が對象を限定せず、荒廢地土一般を請買する者が諸般の詞訟により請買田土を放棄する場合の措置としている點である。このことはこの法令の適用範圍を考へる際に留意すべきものとなる。宋會要食貨^(三)農田雜錄・天聖八年(一〇三〇)十二月條に、坊州の百姓馬固が馬延順の田を六貫で典得して木三百根を添栽し、「收贖の時は每根三十錢として評價する」と云う元契の文言によつて補償金を取らうとしたことが問題となり、これを許せば貧民の收贖が厄塞されると云うことで

年滿收贖之時。兩家商量。要^{モトメ}即交還價直。不要取便斫伐。業主不得占客。

と定められたことが記されているが、功直償還問題が民間日常の不動產取引に於いても發生していたことを見落してはならぬだろう。

工本錢償還に關する法規は、この熙寧二年敕以後文獻に傳へられないが、熙寧敕が踏襲されていた跡は確認することが出来る。それは専ら官田に於いてあらわれているが、先ず熙寧五年五月十八日人戸が耕占している古迹陂塘の地を原狀に復歸させるよう指示した詔では、陂塘地土が祖業に係る場合は價錢を支拂つて官府に買取り、請佃に係るもので「施功開墾しておれば功直を量給する」ようにしており、また官田の一齊出賣が行なわれていた。政和元年(一一一一)十月十日には、官府の白地を承租した後に桑棗菓木の類を栽種した者の措置が相州で問題となり、「合に佃人に酬ゆべき功力と並せて地段を估價^{かうり}出賣し」「出賣が了當するを候つて木植錢(佃人功力)を給還する」ことにしている。また長編^(卷三)元祐二年(一〇八七)三月末尾條には、蘇軾の買田募役法に對する監察御史上官均の上奏として

人戸所謂官田。近或五七年。遠或數十年。其間有墾荒糞瘠費用財力。耕治既熟一旦奪之。有傷人情。此不可行五也。とあるが、功本錢に對する評價が社會的に定着していたことが知られる。南宋時代になると、宋金戰爭によつて大量の流

民が發生し、不耕の田千里相望むと云う状態を出現したため、これを復興しようとして逃棄田の請佃が奨勵され、同時にまた元業主が歸郷した場合の措置が問題になったが、紹興五年（一一三五）三月二十八日の淮南逃田に對する措置では如是五年内歸業。即許佃人晝時交還。不得執占。已種者候秋成了給還。已施功者謂墾熟成起屋種桑之類量出功力錢還佃人。

と定めている。この功力錢がどの程度の錢額に見積られていたかに就いては、一つだけ鎮江府都統制管下の軍莊田に關する記録がある。この莊田は紹興十九年六月二十四日の兩浙提領營田官曹泳の建築により、本府管内の天荒逃絕田二十二萬二千八百餘頃を根括して創置されたものであるが、莊田が開墾熟成された頃、州縣に計囑してこの田を取戻そうとする業主達が出現し始めたため、遂に紹興二十三年（一一五三）三月十八日、鎮江府都統制劉資が

相度到人戶識認軍莊營田。欲令償納自開耕以後三年每畝用過工本錢要錄作開耕工本錢五貫五百文足。給還元田。

と上奏し、これが九月十二日諸路州軍の營田にも適用されている。人戶の妄訴を抑えるため若干高目に評價されていたかも知れないが、具體的に錢額が記されていて貴重である。普通の場合では、田價に對する分率で示されていた。南宋期には官田が豪民形勢戶に佃作されて租課の收納が困難となったため、屢々官田の出賣を試みていたが、この出賣の際は、もし見佃戶が田を承買すれば田價を二分或は三分減じ、承買しない場合は田價の二分或は三分を佃戶に償還していた。紹興二十九年（一一五九）五月一日の戶部の言に

福建沙泥田。（中略）已承朝旨。召人實封投杖承買。撥三分錢與元佃人戶。充還興修工本之費。

とあるのは三分に見積った例であり、同年七月五日の戶部提領官田所の上言に

若見佃人先佃荒田。曾用工開墾。以二分價錢還工力之費。如元田熟田。（四）不在給二分之數。

とあるのは二分に見た例である。園田圩田等の水利田の工本は稍高く評價されていたのかも知れない。なお官田所の奏では、熟田を請佃したものには二分の價錢は償還しないことにしているが、これは工本の性格から見て當然の措置である。以上工本錢に就いて知り得たところを摘記すると

(イ) 工本錢とは、佃戸が佃田の耕墾熟成、墾荒糞瘠、池塘堤岸の興修、及び屋舎の起蓋、桑棗菓木等の栽種に投入した資本勞働を檢計して、これを錢額に見積つたものである。

(ロ) それ故に工本錢は、當該佃田が元請佃の時點に於いて荒廢した狀態にあつた場合、即ち天荒田、逃絶棄耕の荒田、及び沙泥を請佃して造成された田に就いて評價される。

(ハ) 工本錢の價格は大率田價の二分或は三分に相當するものと見られ、一例では毎畝五貫五百文足に達していた。

(ニ) この工本錢に對する法の保護は五代に始まり、熙寧二年（一〇六九）には略完全な法令となつており、何等かの理由によつて佃戸が佃田を失うときは、工本錢が償還されていた。

となる。

そこで資陪と工本錢との關係を見ると、先ず租種管業が舊牧地、遠年の逃田、天荒田、草葑茭蕩、湖藻、退灘沙塗などの請佃田に認められており、上記の(ロ)に該當していたことに氣附く。資陪酬價の對象が佃戸工本錢であつたことは最早明白であらう。これらの官田は請佃者が自からの資本と勞働とを以つて造成したものであつた。廢監牧地の狀態は、皇祐元年（一〇四九）に係ると見られる包孝肅公奏議^(七)請將邢洺州牧馬地給與人戶依舊耕佃第一章に

（邢洺趙）三州共約退下草地七千五百餘頃。往歲官司遂令百姓請射。出租課佃蒔。時年深遠。耕爲熟田。就種已成園林。及作父祖邸塋。其佃戸共九千三百四十餘戶。^(中)略昨準群牧司指揮。令逐州作二年盡起遣佃戸。却收其地入官。今年限滿。人戶不肯起移。

とあるのを參考にすることが出来るだろう。結局この牧地の佃戸は誰一人起遣に従わず舊どおり佃作することを許されているが、こうした佃戸の反抗闘争は工本錢の法を擴大波及させてゆく力になったものと推測される。農田に對する投資は、特に低濕地に開拓された「額外產土」即ち新田の場合に大きくなつていた。新田開發の動きは五代のときに太平州蕪湖縣の土豪秦氏が巨大な圩田を築いていたように早くから徴候が見えているが、北宋前期は概して小規模な泉穴、溝渠、

溪澗、陂塘の農田化がすすみ、次第に大規模な干拓が行なわれるようになっていったようである。そして熙寧七年（一〇七四）四月八日には沈括が兩浙陂湖の課利を以って溫台明州以東の海灘塗地を開拓する計畫を上奏し、是歲十二月辛卯二十日迄にこの地方の沙塗田千一百餘頃が根括され、また元祐六年八月戊申には皇太妃の親戚が開封府中牟縣の陂水地七十餘頃を請佃するほどに事態が進んでいた。この開發は無論請佃者自身の資本で行なわれる。宋會要食貨（一六）水利雜錄・嘉祐五年（一〇六〇）七月二十四日條に、睦州桐廬縣の上奏として

民間有古溪澗・溝渠・泉源。接連山江。多被富豪之家漸次施工填築。作田耕種。

とあり、また治平三年（一〇六六）十一月條の都水監の上言に

勘會諸處陂澤。本是停蓄水潦。近年京畿諸路州縣。例多水患。詳究其因。蓋爲豪勢人戶。耕墾高阜處。土木侵疊陂澤之地。爲田於其間。云々。

とあるのは、豪富の家が自家の資本で溜池を潰し農田にしていたことを示すものである。王安石執政の時代になると、熙寧二年（一〇六九）十一月十三日、農田水利條約が定められ、こうした開發事業が政府の強い規制下におかれることになったが、矢張り資本は民間の負擔となっていた。宋會要食貨（一六）農田雜錄に傳える水利條約の一項に

應有開墾廢田・興修水利・建立隄防・修貼圩垸之類。工段浩大民力不能給者。許受利人戶於常平廣惠倉係官錢斛內連狀借貸支用。仍依青苗錢例作兩限或三限送納。如是係官錢斛支借不足。亦許州縣勸諭物力人出錢借貸。依例出息。官爲置簿及催理。諸色人能出財力。糾率衆戶。云々。

とあり、常平廣惠倉の錢斛を貸與するか、或は州縣官司の手を介して管内の富家の融通を求めるか、何れかであり、結局は民の負擔となっていた。蔡京の時代になると、民間資本を利用する方法が更に擴大される。政和四年（一一一四）二月十五日、工部が前太平州軍事判官盧宗原の申請を上奏して、眞州より江州に到る間の河道（運河）を復興し併せて河道沿いの圩田を復興することになっているが、この工事は

依宗原任太平州判官日已興政和圩田例。召人戶自備財力興修。更不用官錢糧。仍依府畿見行興修水利法。不限等第。許請佃。

と云うように、政和圩興修の例に従い、また府畿の興修水利法を採り入れ、官司の錢糧を用いず人戶自備の財力によって行なう計畫であつた。上奏によって膳部員外郎沈鏐が河道を視察し、盧宗原の計畫の是非を検討し、三月二十日彼の所見を上奏して採擇されているが、この上奏に見える「召人戶自備財力興修」の方法は

合開修河路係官司措置外有可興圩田。係涉江淮兩浙三路。已曾申明。乞依都畿見行興修水利法。不限等第。許人戶請佃。情願隨力各借錢米。慮人戶不知今來朝廷許令請佃。若相度措置得有合修地上去處。^(主)即先乞次令逐處官司散出榜示。

告諭人戶。送納投狀。理定名次。至興修有日。令人戶送納興修錢糧。成田日依次給佃。

と云うものであつた。「江淮兩浙三路の圩田は都畿見行の興修水利法を適用して、人戶は何れも請佃を行ない資力に随つて錢米の支借を申し出ることが出来るようにする。但し今回は江淮では始めての試みであるので、圩田の興修計畫が決まつたら、現地の官司が榜示を出して請佃者の投狀を受け名次（投狀の順位）を定める。そして愈々工事を始めるときになつたら、投狀者に興修錢糧を送納させ、出来上つた田を名次に従つて給佃してゆくことにする」と云う方法を採用しているのである。政和六年十月十六日兩浙常平司趙霖が平江府の水利工事を行なつたときも、「召有力人戶出備錢米。官爲募夫。監部開修」と云う方法を採用しているが、これが蔡京時代の新法であつたようである。南宋時代になると、こうした規制はなくなつてしまひ、有力者は然るべく開拓を行なうようになった。無論資本は自らのものである。宋會要食貨

(一六)官田雜錄・紹興二十九年（一一五九）五月一日條に

福建路江海畔新出沙田。其民戶自備錢米興修。數年之間。償費未足。云々。

とあるのは、その例である。これは「數年の間にして償費未だ足らず」と云う程度であるから、規模も小さいものであつたと推測されるが、八瓊室金石補正^(卷一)（一五）般若會善知識祠記に傳える明州鄞縣阿育王山廣利禪寺の塗田開發は可成りに大

規模であつたようである。これは寺僧の擇微が信士八萬四千を以て般若會を組織し「求田供衆之資」を募り、紹興二十八年（一一五八）から乾道三年（一一六七）にかけて奉化縣の官地海塗に圩田を開拓したことを記したものであるが、

乃令其徒彥平。就奉化東村請官地海塗。圩而爲田。工傭浩博。以般若會所儲用之。不足又請大慧衣鉢助之。合金十萬緡。施及三年。而大圓順寂。衆又以其嗣今住持普門廓公繼之。時丞相湯公思退□□大慧爲方外友。捨金協濟。又得無相大師靖公抵財。建造莊院。名般若莊。云々。

とあり、十萬緡以上の費用をかけて海塗田を建設しているのである。

こうした新田開發は、先きに官田の類目に就いて述べたように、また右の祠記に「奉化縣の東村の官地海塗を請い」と明記されるように、官有地に行なわれたのであるが、投入された資本に對する法の保護がないところで、これが行なわれた筈はない。政和の水利法のように、民間の投資を募る場合は豫め投入される資本に就いて法の保護を與えておく必要があつた筈であり、それはまた熙寧の水利條約でも同様である。従つて熙寧二年六月の工本錢償還に關する法令はこの種の新田にも適用されていたと見なければならぬだろう。資陪の對象が工本錢であつたことを確認する根據は、宋會要食貨農田雜錄・乾道五年（一一六九）九月十四日條の戸部侍郎楊俊の奏に

江南東西路州縣常平轉運司圩田。見今人戶出納租稅佃種。偶有退佃。往往私做民田。擅立價例。用錢交兌。（中略）乞下江南東路提舉常平司。選官躬詣地頭。照鄰比田則估價。召人實封投狀增錢承買。（中略）以最高錢數問見佃人。與減二分價承買。云々。

とあり、用錢交兌即ち資陪の錢が工本錢の評價額である。田價の二分に見られていること、また元典章新集・戸部・契本「買賣契券赴本管務司投稅」に

至治元年（一一三二）二月日。江浙行省准中書省咨。該來咨。兩浙轉運司申。蘆瀝場爐戶張浩告。用工本錢二千三百七十餘定兌佃。到崇德州濮八提領等原佃係官園田二千三百餘畝。云々。

とあり、工本錢を以て係官園田を兌佃（交佃）している事實のあることである。なお周藤吉之「宋代官田の佃權賣買—資陪又は酬價交佃について」によると、別に根據は示されないまま「この資陪とは民がその屯田に注いだ所謂工本の資を陪償するという意味であろう」と述べられているが（『中國土地制度史研究』三九二頁）、他方同氏の「宋代佃戶の剝佃制—官田を中心として—」によると、本節に述べた官田出賣の際における工本錢償還の取扱いを根據に「又出賣の場合にも見佃人はその價の二分ないし三分を減じて承買していた。従つて沒官・戸絶田でも見佃人の佃權は多少認められてはいたようである」と述べられている（『唐宋社會經濟史研究』一七七頁、傍點引用者）。氏の眞意は今少し詳しい説明がないと分り兼ねるが、「佃權が確立して、それが賣買されるようになった」（『中國土地制度史研究』四〇二頁）と云われるように權利の買賣と云う理解が根柢にあるようである。そしてこの理解に基いて佃權と剝佃とを兩立し得ないものとして捉えられているが、これは筆者と見解の分れるところである。

む す び

宋代の官田の租佃形態の一つに、管業租種と呼ばれるべきものがあつた。この租佃田は百姓の私有地（稅田・己業）と同じように、佃作者の家業（家産・財産）として縣司の戸籍に戸名を立てて登記され、佃田の租課のほかに、家業に對する賦課として差役科配を受け、また子々孫々に遺囑繼承させ（接續承佃）、別人に轉貸讓渡出典（交佃）することを許されていた。交佃の際は、立價交佃或は酬價交佃と稱して資陪の價を取ることを許され、稅田己業と同じく縣司の印契を請買して書填交易し、牙契稅を納めるよう義務附けられていた。資陪の對象になつたものは佃作者が佃田の耕墾熟成や池塘堤岸の興修、起屋種桑などのために投入した資本勞働を見積つて錢額で表示したもの、當時の文獻に云う工本錢、佃人功力錢であつた。それ故この工本錢は元請佃の時點に於いて荒廢の狀態にあり、承佃の後に良田となつた佃田特に水利田に於いて問題となつていた。この工本錢に對する法の保護は五代より見られ、熙寧二年（一〇六九）には確立していた。

なおこの管業權が田主（請佃主）と佃戸の兩者に分立すると所謂一田兩主制の成立となるが、これに就いては仁井田陞「明清時代の一田兩主慣習とその成立」（『中國法制史研究——土地法取引法』一八九頁）所引の乾隆崇明縣志の記事を参照されたい。筆者はこうした管業權の分立は既に南宋時代に見られたものと推測しているが、いづれ詳しく検討したいと思っている。また南宋期の文獻に見える田骨・田根・田底に就いても私見を述べたいところがあるが、これも別稿にゆづる。

註

- ① 周藤吉之「宋代官田の佃權買賣——資陪又は酬價交佃について——」（『東方學』七原載、「中國土地制度史研究」所收）。
- ② 象山先生全集（卷三）年譜及び宋會要食貨六一官田雜錄・淳熙十四年六月十三日の賣田指揮參照。
- ③ 馬氏南唐書（卷四）嗣主十四年三月條に江州節度使管下の諸郡の屯田が見え、同書（卷一）康仁僞傳に吉州の屯田が見える。
- ④ 馬氏南唐書（卷五）後主同年月條、長編（卷二）建隆二年七月條參照。
- ⑤ 宋會要食貨（三）農田雜錄・天禧四年四月條、八月二十二日條附記天聖三年張布頌奏、天聖三年十一月條、四年六月條參照。
- ⑥ 資治通鑑（卷九二）同年月日條。
- ⑦ 長編（卷三）同年月二十八日壬辰條。
- ⑧ 同右（卷三）同日條。
- ⑨ 宋代の質地小作に就いては、周藤吉之氏に「宋代の典佃制」（『法制史研究』七原載、「唐宋社會經濟史研究」所收）の研究があるが、明瞭な資料は南宋期のものである。
- ⑩ この額外產土は新田とも呼ばれていた。攻魏集（卷一）直祕閣徐公（夢華）墓誌銘に、乾道中知潭州湘陰縣であったときのこととして
湘陰竝湖。少田多盜。帥括盜耕湖田者。悉輸租。號增耕稅。他邑或移別賦應命。公恐重困吾民。謂邑無新田。稅無從出。帥盛怒。
とあり、宋會要食貨六墾田雜錄・嘉定二年正月十五日條に知湖州王炎奏。本州境內。修築堤岸。變草蕩爲新田者。凡十萬畝。畝收三石。
とある。
- ⑪ 宋會要食貨（六）農田雜錄・乾道八年七月七日條。
- ⑫ 清明集には、このほか四二、六〇、一三八、二〇五頁に租業が見え、二〇一、二八六頁に租産が見える（頁數は古典研究會影印本）。
- ⑬ 長編（卷三）同年五月甲辰二十四日條。
- ⑭ 宋會要食貨（二）身丁・紹興二十八年正月二十八日。
- ⑮ 同右食貨（三）營田雜錄・紹興三年二月七日條。

16 仁井田陞「唐令拾遺」六二〇頁。

17 宋會要食貨(六)民產雜錄・天聖元年八月十日條。

18 同食貨(三)農田雜錄・天聖四年六月條。

19 同食貨(六)官田雜錄。

20 管佃が管業と同じ意味を持つことは、清明集二三六一三七、二八四一―二八五等の用例を参照されたい(頁數は古典研究會影印本)。

21 戸籍上に戸名を持つ客戸は田產所有者であり、無產の佃戸には戸名はなかったと云う卑見に就いては、これまで數名の方から御批判を戴き、再度熟考する機會を與えられたが、矢張り右の基本點だけは未だに改めるに到っていない。但し民の「田產」は己業のみではなく爲業管業一般であると補正しなければならぬようである。客戸問題については、その中に再論しようと思つてゐる。

22 宋會要兵(一)鄉兵・乾道四年正月二十七日條。

23 長編(卷九)天禧四年七月庚戌朔條。

24 ここで割佃が禁ぜられているのは、後文の優潤人戸不致久荒

田土に對應する臨時の措置である。

25 長編(卷二)熙寧五年八月末尾條方田均稅法。

26 同書(卷三)元祐元年四月末の呂陶奏。

27 同書(卷三)元祐元年十月壬寅右司諫王觀奏。

28 同書(卷一)天聖六年三月癸未條。

29 同書(卷二)康定元年七月癸亥條。

30 要錄(卷二)紹興三十一年九月庚寅二十一日條及び宋會要食貨

八水利・乾道九年十一月二十五日條、長編(卷五)元符二年四月

丙子條、同(卷四)元祐五年二月甲辰條參照。無論私田の佃戸は

夫役を徴せられない。黃文肅公文集(卷二)與淮西喬運判辨起夫

運糧事に

起夫一事。官司敷之稅戶。稅戶抑勒佃戶。稅戶每三四千起一

夫。未免有竊產之患。

31 仁井田陞「明清時代の一田兩主慣習とその成立」(中國法制

史研究——土地法取引法)所收)では管業を管理と譯されてい

るが、今少し具體的な解説が欲しいように考えられる。この時

代の用法について識者の御教示が得られれば幸いである。

32 この承佃と募人佃賃の相違に就いては、「宋代官田の割佃に

就いて」(日野教授還曆記念論文集)で詳しく述べる。

33 力田に就いては宋會要食貨(六)墾田雜錄・紹興二十年四月二

十七日條參照。

34 この年代は長編(卷二)皇祐四年九月庚申條參照。

35 仁井田陞「唐令拾遺」六五二―三頁。

36 宋會要食貨(六)水利雜錄。

37 同食貨(三)農田雜錄。

38 以上、舉例はすべて同食貨(六)墾田雜錄に據る。こうした場

合の歸業識認には、いかがわしい者が多かった。文獻通考卷四歷代田賦之制には、前出顯德二年敕を載せた後に、容齋隨筆を引き、「今之令式。文書盈几閣。爲猾吏舞文之具。故有捨去物業三五十年。妄人詐稱逃戶子孫。以錢買吏而奪見佃者。爲可歎也」と記している。

③⑨ 以上舉例は宋會要食貨(六)官田雜錄による。

④⑩ 長編(卷一六六)同年三月丁巳條參照。

④⑪ 長興集(卷一)萬春圩記。

④⑫ 宋會要食貨(六)水利雜錄同日條。

④⑬ 長編(卷四六四)同日條。

④⑭ 以上の舉例は宋會要食貨(六)水利雜錄による。

④⑮ 水利田の開發に就いては、周藤吉之「宋代の圩田と莊園制——特に江南東路について——」(『東洋文化研究所紀要』一〇

原載、「宋代經濟史研究」所收)、「宋代浙西地方の園田の發展」(『東洋文化研究所紀要』三九)が、極めて豊富な資料によりつ

つ圩田園田開發の進行狀態を詳細に描いている。但しその主要な論點が「莊園制」の普及發展や一圓的土地所有の存在の檢證に向けられているのは物足りない。この論點は宮崎市定「宋代以後の土地所有形態」(『東洋史研究』一一一二)の分散的土地所有論に對する反批判にあてられているようであるが、圩田園田が巨大な資本を投じて開發された新田であり、管業田として工本に對する權利が保證されている事實や、この開發に要する勞働力を産んだ舊田地帯に於ける農民分解に對する充分な配慮を缺いては、宋代の土地問題を理解するに有效な視點を提供することは出来ないのではないだろうか。新田開發が特に兩浙江東福建にのみ見られるものでないことに留意すべきである。

④⑯ 周藤吉之氏に「南宋の田骨・屋骨・園骨——特に改典就賣との關係について——」(『東方學』二二原載、「唐宋社會經濟史研究」所收)の研究がある。